

介護保険料が改定されます

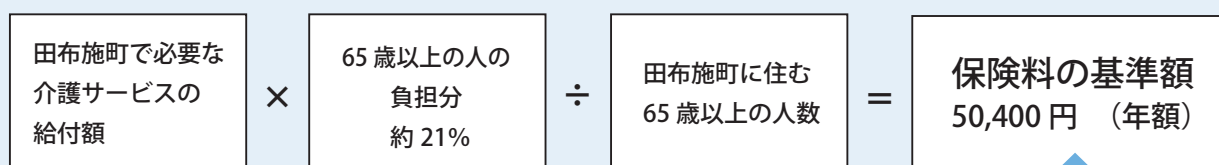
問健康保険課 賦課徴収係 ☎52 - 5809

高齢者の増加とともに介護保険制度の利用も年々増加しています。

それに伴い65歳以上の人の介護保険料の額は、3年ごとに見直されます。平成24～26年度の3年間に町で必要な介護保険給付額から算出した「基準額」*をもとに、その人の世帯の所得に応じて決定します。今回の改定では、保険料の基準額の見直しと第3段階を細分化し、低所得者の保険料額を低く抑えるなど低所得者層に配慮しています。

介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源となります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

※基準額の算定方法



町で必要な介護サービスの総費用は、2分の1を国・県・本町が負担し、残る2分の1を第1号被保険者保険料（65歳以上の人）と第2号被保険者保険料（40～64歳の人）で負担します。

▼所得段階別保険料

所得段階	対象となる人	平成24～26年度 保険料額	平成23年度 保険料額(参考)
第1段階	生活保護受給者や老齢福祉年金受給者* ¹ で、世帯全員が住民税非課税の人	25,200円	20,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	25,200円	20,100円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える人	37,800円	30,150円
第3段階 (特例)	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	32,760円	30,150円
第4段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、被保険者本人は住民税非課税の人	50,400円	40,200円
第4段階 (特例)	第4段階に該当される人で、被保険者本人の前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	41,830円	33,360円
第5段階	被保険者本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	56,950円	45,420円
第6段階	被保険者本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	63,000円	50,250円
第7段階	被保険者本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の人	75,600円	60,300円

*1 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた人、または大正5年4月1日以前に生まれた人で、一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

介護保険「利用者負担額減額制度」のご案内

問健康保険課 介護保険係 ☎52-5809

介護保険制度には、申請により介護サービスを利用する人の自己負担軽減制度があります。

対象となる人は、健康保険課介護保険係に届け出てください。該当した人には、認定証等を発行します。

認定証等は、介護サービスを利用する場合に、必ずサービス提供事業所に提示してください。各認定証の有効期限は毎年6月30日です。

種類・内容	対象となる人
<p>●介護保険負担限度額認定制度</p> <p>介護保険施設、ショートステイを利用する人の居住費（滞在費）・食費の自己負担額を軽減</p>	<p>○第1段階…世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護受給者</p> <p>○第2段階…世帯全員が住民税非課税で、年間の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人</p> <p>○第3段階…世帯全員が住民税非課税で、上記以外の人</p> <p>※所得の状況などにより、負担額が異なります。</p>
<p>●社会福祉法人等利用者負担軽減確認制度</p> <p>利用者負担軽減の対象となる社会福祉法人が行う訪問介護、通所介護、短期入所、施設入所などの介護サービスを利用した場合、自己負担額の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）を減額</p>	<p>世帯全員が住民税非課税で、年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加えた額以下の人で、日常生活に供する資産以外に活用できる資産がなく、負担能力のある親族等に扶養されていないことなどの要件を満たす人</p>

7月中旬に、『介護保険料』、『国民健康保険税』、『後期高齢者医療保険料』の通知書を被保険者の人へ送付します

問健康保険課 賦課徴収係 ☎52-5809

納付書または口座振替でのお支払(普通徴収)

年額を7月から翌年2月までの8期に分け、納付書または口座振替による納付

納付書または口座振替でのお支払(普通徴収)と年金からの天引きでのお支払(特別徴収)

- ・7月・8月・9月を納付書または口座振替により納付していただき、残りの額を10月・12月・翌年2月の3期に分け、年金から天引きで納付
- ・4月・6月・8月に年金から天引きで納付していただき、残りの額を9月から翌年2月までの6期に分け、納付書または口座振替による納付

年金から天引きでのお支払(特別徴収)

4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の6期に分け、年金から天引きで納付

※介護保険料のお支払い方法については、特別徴収（年金からの天引き）が優先されるため、普通徴収（納付書払い、口座振替）に変更することはできません。

※国民健康保険税および後期高齢者医療保険料のお支払い方法について、特別徴収（年金からの天引き）を中止し、口座振替での納付に変更することができます。口座振替をご希望の人は、健康保険課で手続きしてください（7月30日までに手続きをされると10月から年金天引きが中止され口座振替となります）。

※口座振替に変更すると、口座名義人の社会保険料控除額が増えることにより、世帯全体で見たとときに所得税・住民税が減額になることがあります。